

地方独立行政法人奈良県立病院機構 人事給与システム開発・構築等業務仕様書

1. 業務目的

当機構において現在使用している人事給与システムが令和9年1月をもってサービスの終了をするにあたり、新たに人事給与システムを開発・構築するとともに、運用・保守を行う。

導入にあたっては現行の人事・給与事務を棚卸しのうえ、業務を効率化するとともに、組織のスリム化を図ることを目的とする。

2. 業務概要等

(1) 業務概要

奈良県立病院機構の5つの所属において、人事情報の管理や給与の支給計算等を行うことができる情報システム（以下、「人事給与システム」という。）を構築し、円滑に運用できるよう運用・保守を行う。

(2) 上限額

上限額は、119,460,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※ 上記は開発・構築等にかかる費用及び令和13年12月末までの運用・保守にかかる費用を含んでいる。

※ 本業務を遂行するために必要な人件費、物件費（ハードウェア・ソフトウェア）、初年度のシステム運用・保守費用等の経費をすべて含むものとする。

※ ハードウェアの構築については、導入調査の際、導入対象施設の情報基盤環境を確認のうえ、最適なシステム構成の提案を受け、最終決定することとする。

※ 支払いは納入・検収後に一括支払いとする。

(3) 期間

契約締結日から令和13年12月31日まで

うち、開発・構築は令和8年12月31日まで、運用・保守は令和13年12月31日まで
ただし、上記より早く開発が完了することを妨げない。

その場合は、開発後、翌月から運用・保守を開始する。

(4) 導入対象施設

地方独立行政法人奈良県立病院機構

・所在地：奈良県奈良市七条西町二丁目897番5

・職員数約2,500名（令和7年4月1日現在）

(5) 人事給与システムの機能要件について

別紙「人事給与システム 機能要件」のとおり機能を備えること

(6) ハードウェアの構成について

- ・ 共通基盤上への仮想サーバー構築を基本とする。
- ・ 外部のデータセンターやクラウドサービスである場合、共通基盤ネットワークへの専用通信回線経由で接続すること。専用線接続を行わない場合は、セキュリティの担保されたインターネット環境で行うこと。
- ・ サーバーや端末設置を行う場合、病院機構標準のセキュリティ対策やログ出力に対応すること

※電源及びネットワーク工事費用等は含まない。

※ハードウェアの構築については、導入調査の際、導入対象施設の情報基盤環境を確認のうえ、最適なシステム構成の提案を受け、最終決定することとする。

3. 業務内容

(1) 導入調査・要件定義

- ・ 情報基盤環境の調査及び最適なシステム（ハードウェア・ネットワーク）構成の提案
- ・ 人事給与に関する当機構の規程や運用ルール等の調査
- ・ 人事給与システムにかかる要件定義
- ・ 関連するシステムや業務（勤怠管理、人事評価、職員採用等）との連携の検討

(2) 人事給与システム構築

- ・ ハードウェア、ソフトウェアの手配及びシステム構築
- ・ 要件定義に基づく人事給与システムの条件設定
- ・ テスト環境における動作検証
- ・ 現行システムからのデータ移行

（現行システムから抽出したデータを csv 形式で提供するので、必要に応じ、現行事業者との協議、調整に参加すること。また、事前に現行事業者（カシオヒューマンシステムズ株式会社 カスタマーサクセス統轄部 営業推進部 西日本営業課 TEL 06-6243-6060）とデータ移行について調整のうえ、費用が必要な場合はその費用を提案額に含めること）

- ・ 既存のシステムとの連携（勤怠管理ほか）

※病院機構においては、別添機能要件の範囲内で給与制度をリニューアルする計画があるため、制度移行に伴い、現行制度との差異を保障するような運用を検討している。

(3) 管理者・利用者の教育支援

- ・ 人事給与システム操作方法・運用方法等のマニュアル作成支援
- ・ システム管理者・利用者への研修の実施

(4) 運用支援

- ・ パイロット導入支援
- ・ 本番環境における動作検証
- ・ 本稼働支援

4. 業務の実施体制等

- (1) 業務履行するために必要かつ十分な能力、知識、経験を有する人材を配置すること。
- (2) 受託者は、常に当機構の担当者と電話や電子メール等での連絡を取れる体制とし、業務の遂行にあたっては、当機構の指示および承諾を受けるものとする。
- (3) 本業務に関して、契約書及び本仕様書に明示されていない事項であっても、検討に当然に必要な事項については、当機構の要請に応じて、受託者が誠実に対応すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務に関して、本仕様書に記述された内容にとどまらず、当機構に対して有益な助言や提案を行うこと。

5. 実績報告等

- (1) 開発・構築に係る実績報告書の提出

業務完了後速やかに、実績報告書及びこの業務による成果物一式を、当機構に提出すること。

- (2) 提出期限

令和9年1月31日

- (3) 提出場所

〒630-8581 奈良市七条西町2丁目897番5

地方独立行政法人奈良県立病院機構 法人本部事務局法人経営課 人事給与係

6. 秘密の厳守

この業務による成果物に係る権利はすべて当機構に帰属するものとする。受託者は、成果物の保管に留意するものとし、成果物を当機構の許可なく他に公表してはいけない。

また、この業務により知り得た情報はこの業務の目的外に使用できないものとし、他に漏らしてはならない。

7. 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、外部に漏洩することのないように取り扱うこと。なお、契約期間終了後においても同様とする。

契約期間終了後は、当機構から指示がある場合を除き、速やかに破棄するものとする。

8. その他

本仕様書に定めのない事項については、当機構と受託者が協議して決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（取扱状況についての指示等）

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告）

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償等）

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

※甲は当機構、乙は受託者を指す